

平成27年7月23日

各 位

会社名 株式会社西武ホールディングス
代表者 取締役社長 後藤高志
(コード番号：9024 東証一部)
問合せ先 取締役広報部長 西山隆一郎
(TEL. 04-2926-2645)

子会社に対する訴訟についてのお知らせ

当社の連結子会社である西武鉄道株式会社および株式会社プリンスホテル(以下、この2社をあわせて「当該子会社」といいます。)は、平成17年2月から平成18年6月にかけて、下記のとおり訴訟の提起を受けておりましたが、最高裁判所決定通知(平成27年7月22日付け)を、本日、受領しましたのでお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の一審被告の名称など

商 号	西武鉄道株式会社
本店所在地	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号
代表者	取締役社長 若林 久

商 号	株式会社プリンスホテル
本店所在地	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号
代表者	取締役社長 小林正則

2. 当該訴訟の一審原告の名称など

	一審原告名	所在地
(1)	西武鉄道株式会社の元個人株主	—
(2)	企業年金連合会 国家公務員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会 公立学校共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 地方職員共済組合 警察共済組合 東京都職員共済組合 三菱UFJ信託銀行株式会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 資産管理サービス信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 株式会社りそな銀行 国民年金基金連合会	東京都港区芝公園二丁目4番1号 東京都千代田区九段南一丁目1番10号 東京都港区赤坂八丁目5番26号 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5 東京都千代田区二番町2番地 東京都千代田区平河町二丁目4番9号 東京都千代田区三番町6番8 東京都新宿区戸山三丁目17番1号 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 東京都港区浜松町二丁目11番3号 東京都中央区晴海一丁目8番12号 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 大阪市中央区備後町二丁目2番1号 東京都港区六本木六丁目1番21号
(3)	日本私立学校振興・共済事業団	東京都千代田区富士見一丁目10番12号

(4)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 資産管理サービス信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号 東京都中央区晴海一丁目8番12号 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 東京都港区浜松町二丁目11番3号
-----	---	---

3. 訴訟の原因および提起に至った経緯

当該子会社は、西武鉄道株式会社の株式に関する有価証券報告書等の記載問題に関連して損害を被ったとして、上記2を一審原告、当該子会社ほかを一審被告とする損害賠償請求訴訟の提起を受けておりました。

4. 訴訟の内容および損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容 損害賠償請求、承継参加控訴事件

(2) 損害賠償請求金額合計 229億7053万8308円 (上記2 (1)～(4)の合計額)

5. 決定内容要旨

- ・本件上告を棄却する。
- ・本件を上告審として受理しない。

なお、当該子会社及び一審原告ら双方から上告・上告受理申立があった事件については、いずれからの上告・上告受理申立についても棄却もしくは不受理の決定がなされたものです。

6. 決定についてのコメント

最高裁判所の決定に基づき、適切に対応してまいります。

7. 業績への影響

業績へ与える影響は軽微です。

以 上